

■ 申告時に必要なもの

対象		必要書類など
申告者全員		・「マイナンバーカード」または「マイナンバーが記載された住民票の写し」等のマイナンバー確認書類 ・運転免許証、健康保険証、パスポート、障害者手帳、年金手帳、在留カードなどの本人確認書類
扶養親族・事業専従者がいる方		・扶養親族・事業専従者のマイナンバー確認書類 ・扶養親族・事業専従者の収入金額が分かるもの
所得に関するもの	給与・年金所得者	源泉徴収票
	事業(営業・農業)・不動産所得者	収入・経費・減価償却費の分かる帳簿や領収書など
	雑・一時所得者	収入・必要経費が分かる書類など
控除に関するもの	社会保険料控除	社会保険料(国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険・国民年金等)の控除証明書や領収書
	生命保険料控除	控除証明書、支払い金額を証明する書類
	地震保険料控除	
	医療費控除(※)	医療費控除の明細書、医療費控除の特例制度を受ける方はセルフメディケーション税制の明細書
	障害者控除	障害者手帳・戦傷病者手帳・障害者控除対象者認定書など
	寄附金税額控除	寄附金の受領証明書など

\*(※)医療費控除は、領収書の添付または提示では適用できません  
\*医療費控除以外の控除は、証明書・領収書などの原本の添付、または提示が必要です  
\*所得・控除の種類や必要書類などは一般的な例を示しています。不明な点は市民税課へお問い合わせください

新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力をお願いします

- 郵送による申告にご協力を  
申告書と一緒に送付した「申告書の書きかた」に記載例を掲載しています。該当欄に記入し、返信用封筒でご郵送ください。
- 申告会場ではマスクの着用を  
マスクの着用、手洗い、手指の消毒など、感染予防にご協力ください。
- すいている時間帯の来場にご協力を  
申告会場の混雑状況を右記の二次元コードから確認できます。



市ホームページで市・県民税申告書を作成できます

- 作成した申告書を印刷し、必要書類を添えて市民税課へご郵送ください。
- 作成ページへのアクセス方法  
トップページのページ番号検索で「10298」と入力、または右記の二次元コードからご確認ください。



休日・夜間納税相談

▶ 日時：▷ 休日納税相談…2月5日(日)・3月5日(日)、9:00～15:00 ▷ 夜間納税相談…2月16日(木)、17:15～20:00

▶ 場所：収納課  
▶ 内容：市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の納付や納税相談(来庁または電話)

\* 来庁して夜間納税相談をする場合は、事前に電子申請または電話予約が必要です  
\* 夜間納税相談では窓口納付を受け付けていません

☎ 収納課(本庁舎2階) ☎ 963-9142

インボイス制度説明会

▶ 日程：2月8日(水)・3月23日(木)  
▶ 会場：越谷産業会館1階集会室(中町7-17)  
▶ 対象：事業者の方  
▶ 申込み：電話で越谷税務署へ  
\* 詳しくは国税庁ホームページをご覧ください  
\* 来場の際は公共交通機関をご利用ください  
☎ 越谷税務署▷ 個人課税第一部門… ☎ 965-8764、▷ 法人課税第一部門… ☎ 965-8174

医療費通知(医療費のお知らせ)について

越谷市国民健康保険に加入の方には年に6回、後期高齢者医療制度に加入の方には年に3回、医療費控除の添付資料として使える医療費通知を送付しています。  
ただし、令和4年11月・12月診療分については確定申告の期間に間に合いませんので、領収書等から医療費の明細を各自作成してご申請ください

掲載した市役所各課の電話番号は直通番号です  
市外局番は(048)です

ください。  
なお、マイナポータルでは診療を受けた2カ月後から医療費の状況を確認できます。詳しくは市ホームページをご覧ください。  
☎ 国保年金課▷ 国民健康保険に加入の方… ☎ 963-9154、▷ 後期高齢者医療制度に加入の方… ☎ 963-9170



償却資産(固定資産税)の申告をお願いします

市内で法人や個人が事業を営むために償却資産を所有している場合、毎年1月1日現在の申告が必要です。昨年と資産が変わらない場合や免税点未満の場合もご申告ください。  
令和5年度の申告書の提出期限は1月31日でしたが、期限後も随時受け付けています。申告がお済みでない方は、お早めにご提出ください。申告書等は市ホームページから印刷できます。  
☎ 資産税課(本庁舎2階) ☎ 963-9147



交通事故で保険証を利用する場合は必ず届け出が必要です

交通事故など、第三者に負わされたけがで医療機関を受診する場合、国民健康保険や後期高齢者医療制度の保険証を利用するには、示談前

に国保年金課への届け出が必要です。  
本来、治療費は加害者が支払うものですが、一時的に市が立て替え払いをし、後に加害者へ請求します。なお、加害者から治療費を受け取ると保険が使えない場合がありますので、お早めに下記へご連絡ください。  
☎ 国保年金課▷ 国民健康保険に加入の方… ☎ 963-9154、▷ 後期高齢者医療制度に加入の方… ☎ 963-9170

市税等を納付できる口座振替・スマートフォン決済アプリをご利用ください!

納付のうっかり忘れ防止には、一度手続きをすれば自動払いになる口座振替がおすすめです。また、スマートフォン決済アプリ「モバイルレジ」、[LINE Pay]、[PayPay]、[d払い]、[au PAY]、[J-Coin Pay]を利用して、いつでもどこでもスマートフォンから納付できます。ぜひご利用ください。

\* 詳しくは、市ホームページをご覧ください



スマートフォンでかんたん納税



支払い忘れ防止には口座振替がおすすめです

☎ 収納課 ☎ 963-9141

固定資産税・都市計画税第4期および国民健康保険税第9期の納期限は2月28日(火)です

市役所から通知書等を送付します

通知書類名	発送日	対象	問合せ
固定資産税・都市計画税納税通知書と納付書(口座振替の方には納税通知書のみ)	2月6日(月)	令和4年度の固定資産税・都市計画税に変更があった、または新たに課税された方	資産税課 ☎ 963-9147・9148
市・県民税納税通知書と納付書	2月10日(金)	令和4年度の市・県民税の年税額に変更があった、または新たに課税された方	市民税課 ☎ 963-9144

状況に応じた適切なマスクの着用と、手指衛生や換気などの基本的な感染対策の継続をお願いします